

所得税法施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 資本の払戻し又は出資等減少分配が行われた場合における配当等とみなす金額について、次の見直しを行うこととする。(第 61 条関係)
 - (1) 配当等とみなす金額の計算の基礎となる払戻等対応資本金額等及び分配対応資本金額等は、その資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額又はその出資等減少分配による出資総額等の減少額を上限とする。
 - (2) 二以上の種類の株式を発行していた法人が資本の払戻しを行った場合における配当等とみなす金額の計算の基礎となる所有株式に対応する資本金等の額は、その資本の払戻しに係る各種類の株式の種類資本金額を基礎として計算する。
- 2 その額が配当等の収入金額とされる分配金の範囲に、労働者協同組合の組合員がその労働者協同組合の事業に従事した程度に応じて受けるものを加えることとする。(第 62 条関係)
- 3 国庫補助金等の総収入金額不算入制度について、次の見直しを行うこととする。(第 89 条、第 90 条関係)
 - (1) 対象となる国庫補助金等の範囲に、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金を加える。
 - (2) 適用を受ける固定資産が国庫補助金等の交付を受けた年の前年以前に取得等をした減価償却資産である場合の本制度の対象となる国庫補助金等の額の細目を定める。
- 4 隠蔽仮装行為に基づき確定申告書を提出していた場合等の必要経費不算入措置の対象から除外される資産の取得に直接に要した原価の額の範囲を定めることとする。(第 98 条の 2 関係)
- 5 少額の減価償却資産の取得価額の必要経費算入制度及び一括償却資産の必要経費算入制度について、対象資産（使用可能期間が 1 年未満であるものを除く。）から貸付け（主要な業務として行われるものを除く。）の用に供した資産を除外することとする。(第 138 条、第 139 条関係)
- 6 確定申告書に添付すべき社会保険料控除及び小規模企業共済等掛金控除に関する証明書の範囲に、電子証明書等に記録された情報の内容を、国税庁長官が定める方法により出力した書面を加えることとする。(第 262 条関係)

(注) 上記の改正は、令和 4 年分以後の確定申告書を令和 4 年 4 月 1 日以後に提出す

る場合について適用する。(附則第5条関係)

7 完全子法人株式等に係る配当等の課税の特例について、適用対象から除かれる内
国法人の範囲等を定めることとする。(第301条関係)

8 給与所得者の保険料控除申告書に添付すべき社会保険料控除及び小規模企業共済
等掛金控除に関する証明書の範囲に、電子証明書等に記録された情報の内容を、
国税庁長官が定める方法により出力した書面を加えることとする。(第319条関
係)

(注) 上記の改正は、令和4年10月1日以後に給与所得者の保険料控除申告書を提
出する場合について適用する。(附則第6条関係)

9 その他所要の規定の整備を行うこととする。

10 この政令は、別段の定めがあるものを除き、令和4年4月1日から施行すること
とする。(附則第1条関係)